

食と農林漁業の再生実現会議

有識者委員 生源寺眞一氏提出資料

2011年8月2日

中間提言（案）へのコメント

生源寺眞一

- 1) 「必要な政策メニューを、責任を持って提示し、現場の方々の主体的判断を尊重する」(p.2) としている点について、当該施策の対象となるか否かが現場の当事者の判断・行動に即して決まるスタイルの政策デザインを含蓄する文言と理解した。その意味で了としたい。
- 2) 「平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す」(p.3) としている点は、「効率的かつ安定的な農業経営」が「農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」とした食料・農業・農村基本法の目標を上回る意欲的な目標とも考えられ、実現のために「担い手、農地、生産対策、関連組織等に関する仕組みを見直し、一体的に改革する」(p.3) 取り組みの中身が問われることになる。見直しと改革に向けた検討のさらなる深掘りに期待したい。なお、複合化や多角化で農業ビジネスの厚みを増すことが重要な戦略となっている今日、単純に農地面積で経営規模を評価する発想が時代遅れになりつつある点にも留意する必要がある。また、中山間地域について、純粋に土地利用型農業のみの経営で 10～20ha の規模を確保できる地域が大宗を占める状況にあるとはいいがたいように思われる。
- 3) 「食料・農業・農村基本計画の方針を変更するものではなく、むしろ進める性格のものである」(p.3) との注には、注という形式を含めて違和感が残る。政治状況からやむを得ない記述とも付度されるが、国民に正確に理解していただくとすれば、基本計画の関係する部分の記述を正確に引用しておくべきではないか。ちなみに「意欲あるすべての」云々の部分は、「兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する」であった。なお、農政の方向付けについては、必要に応じて基本計画の根拠法である食料・農業・農村基本法に立ち返って検討されるべきであろう。
- 4) 「政府は、農林漁業者にセーフティネットを提供する」(p.3) とあるが、意味するところ不明である。
- 5) 「戸別所得補償制度の適切な推進」(p.4) とあるが、この制度にはいくつかの政策的な要素が含まれており、そのこともあって、制度の評価についても賛否両論が交錯している状況にある。また、「農業の競争力・体質強化を図るための仕組みの検討を行う」(p.4) という方針に関連した記述でもあるから、「戸別所得補償制度の適切な推進」には制度の多角的な検証と必要な見直しが含まれていてしかるべきである。

- 6) 「戦略7」で記述がかなり充実した点は、この間の牛肉等をめぐる新たな問題状況があるだけに、妥当な措置であると考えられる。また、中間提言の記述の問題とは離れるが、暫定規制値を超過した牛肉の流通については、適切な時期に、かかる事態を未然に防ぐことができなかった原因について第三者による検証作業を実施する必要があるのではないかと思料する。このような取り組みも長い目で見ても、「我が国の農林水産物・食品への信認を回復し、輸出の落ち込みを挽回し、再び拡大させる」ことにつながるように思う。
- 7) 今回の提言案には、前回の会議で私が発言した点についても、これを踏まえた加筆や修文がなされており、準備にあたられた事務局等の関係者に謝意を表したい。